

## 審議案件に関する概要

令和5年5月25日第1部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項（新設）
届出日	令和4年10月14日
担当部署	石狩振興局産業振興部商工労働観光課

### 1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住所
生活協同組合コープさっぽろ 代表理事 大見 英明	札幌市西区発寒11条5丁目10番1号
大谷木材産業株式会社 代表取締役 大谷 恵一	北広島市中央3丁目1番地3

### 2. 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	(仮称) 北広島市中央3丁目複合商業施設 北広島市中央3丁目2—4 ほか	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	生活協同組合コープさっぽろ 代表理事 大見英明 札幌市西区発寒11条5丁目10番1号 株式会社ラウディ 代表取締役 田中 孝拓 札幌市白石区南郷通19丁目南1-1 株式会社竹村商店 代表取締役 竹山 画二 北広島市中央3丁目1番地3	
(3) 新設日	令和5年6月15日	
(4) 店舗面積の合計	5,452 m <sup>2</sup>	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数 261台 駐輪場の収容台数 25台 荷さばき施設の面積 148 m <sup>2</sup> 廃棄物保管施設の容量 31 m <sup>3</sup>	
(6) 施設の運営方法	開店時間・閉店時間 午前7時00分～翌午前0時00分 駐車場の利用時間帯 午前6時30分～翌午前0時30分 駐車場の出入口数 出入口5箇所 荷さばき時間帯 午前6時00分～午後10時00分	

### 3. 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 261台 ≤ 261台
	従業員駐車場等の整備	11台
	駐輪場（自動二輪車を含む）の整備	25台
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式、オペレーター無
	搬入車両等の誘導	・荷さばき施設Aは処理能力6台／時に対し2台の

		<p>搬入、荷さばき施設B・Cにおいては、処理能力3台／時に対し1台の搬入であるため、十分な規模と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各配送業者が集中しないように時間の配分に配慮します。</li> <li>一括配送などの実施により搬入回数の削減に配慮します。</li> </ul>				
	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場の出入口は、見通しの良い位置に設けドライバーの視距を確保し、歩行者や自転車の安全確保に配慮します。</li> <li>出口には出庫車両に対する一旦停止の路面表示及び看板、歩行者に対する注意を促す注意喚起看板を設置して、歩行者や自転車の安全確保に配慮します。</li> <li>店舗社員や取引先業者及び搬出入業者とともに、店舗周辺や駐車場内における低速度走行や歩行者及び来客に対する安全確保の徹底に取り組みます。</li> </ul>				
	交通整理員の配置	開店時及び売り出し等で混雑が予想される日に配置し円滑な交通誘導と安全対策に努めます。なお、配置場所については、時間帯、混雑状況に応じて臨機に対応します。				
	除排雪による堆積方法	除排雪業者と契約し、除排雪を同時にを行い、来客駐車台数確保に努めます。また、公道に堆積した雪で、出入口付近の見通しの悪化等、交通安全上の問題が発生した場合は、その排雪にも努めます。				
(2)騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	60dB	46dB	○	
		2	60dB	46dB	○	
		3	60dB	45dB	○	
		4	60dB	42dB	○	
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	50dB	40dB	○	
		2	50dB	39dB	○	
		3	50dB	38dB	○	
		4	50dB	36dB	○	
	夜間の音源 毎騒音レベル 最大値の予	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
		a 1	空調機①	50dB	50dB	◎
		a 2	冷凍機①	50dB	48dB	◎

測結果	a 3	排気①	5 0 dB	2 7 dB	○
	a 4	排気②	5 0 dB	2 7 dB	○
	a 5	排気③	5 0 dB	3 0 dB	◎
	a 6	排気④	5 0 dB	4 1 dB	○
	a 7	排気⑤	5 0 dB	3 3 dB	◎
	A 1	排気⑥～⑯	5 0 dB	4 0 dB	◎
	a 8	排気⑰	5 0 dB	4 3 dB	◎
	a 9	排気⑲	5 0 dB	4 3 dB	◎
	a 10	排気⑳	5 0 dB	4 3 dB	◎
	a 11	空調機②	5 0 dB	3 3 dB	○
	a 12	空調機③	5 0 dB	3 9 dB	◎
	c 1	自動車走行音	5 0 dB	4 4 dB	○
	c 2	自動車走行音	5 0 dB	4 3 dB	○
	c 3	自動車走行音	5 0 dB	4 4 dB	○
	c 4	自動車走行音	5 0 dB	4 1 dB	○
	d 1	ドア開閉音	5 0 dB	4 5 dB	○
	d 2	ドア開閉音	5 0 dB	4 6 dB	○
	d 3	ドア開閉音	5 0 dB	4 6 dB	○
	d 4	ドア開閉音	5 0 dB	4 0 dB	○
評価○は、敷地境界内で規制基準を超えますが、住民壁際では規制基準を満たします。					
	騒音問題の一般的対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗職員や取引先業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行及びアイドリング防止等を行うよう指導いたします。</li> <li>・来客者へアイドリング停止の呼びかけをする看板を駐車場内に設置し、騒音の軽減に配慮します。</li> <li>・豪雪時など安全が優先される以外の通常の除排雪作業は夜間（午後 10 時から午前 6 時まで）は行いません。</li> </ul>			

	荷さばき作業等の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な搬入を行うことにより搬入台数を減少させ、騒音の軽減に配慮します。</li> <li>・搬入業者にアイドリング停止を徹底させます。</li> </ul>
	付帯設備・施設等の対策	室外機は低騒音型の機種を選び、騒音の軽減に配慮します。
	青少年等の団体等の対策	営業終了後、駐車場の全ての出入口をチェーン等で閉鎖し、青少年の団体による騒音防止対策を講じます。
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境問題を発生させるおそれがある場合、かかる問題について適正な対応策を講じていきます。</li> <li>・住民から苦情が発生した場合は、小売店舗の責任者が迅速に対応を図ります。</li> </ul>
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 25.343 m <sup>3</sup> ≤ 設置容量 30.750 m <sup>3</sup>
	保管場所の位置、構造等	廃棄物保管施設は屋内密閉型で、廃棄物が飛散することはありません。
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図ります。</li> <li>・法や条例に基づき適切に処理を行うよう契約時に指示します。</li> <li>・設置容量は、指針による容量を充分上回っており不足することはありません。</li> </ul>
	減量化、リサイクル等	古紙、ダンボール、発泡スチロール等のリサイクルを徹底します。
	調理臭、悪臭の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみ庫には冷蔵設備を施し、毎日回収を実施し悪臭の軽減に配慮します。</li> <li>・厨房の排気ダクトは住宅より離れた位置に設置します。</li> </ul>
	その他の対応方策	生活環境問題を発生させるおそれがある場合、小売店舗の責任者が適正な対応策を講じていきます。

(4)街並みづくり等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外照明や広告塔照明は、その光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生じることがないよう、照明は駐車場敷地内を照らし、明るさは10 ルクス程度に抑え、営業時間終了後に消灯し周辺への影響に配慮します。</li> <li>当該店舗が立地する地域において街並みづくりが行われる場合、その取組みを阻害することのないよう調和を図ります。</li> </ul>
(5)防災対策への配慮	地方公共団体から災害時の避難場所として、駐車場等敷地の一部使用或いは店舗で扱っている物資の緊急時における提供等の要請があった場合、必要な協力を図ります。
(6)防犯対策への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>閉店後は、建物機械警備の作動及び施錠を徹底して、防犯を図ります。</li> <li>自治会の防犯活動などへの適切な協力に配慮します。</li> <li>所轄警察署との連携を図って管理者が責任を持って緊急時の対応等を行います。</li> </ul>
(7)関係行政機関との協議状況	
公安委員会（警察）	北海道札幌方面厚別警察署交通第一課、道警察本部交通規制課からの助言事項は対応済み。
地元市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>北広島市経済部商工業振興課において、計画概要を説明し対応済み。</li> <li>北広島市企画財政部都市計画課より指摘事項があり、対応済み。</li> <li>北広島市民民環境部市民課より、周辺環境における指摘事項があり、対応済み。</li> <li>北広島市建設部土木事務所に切り下げについて協議、申請を行い、協議済み。</li> <li>北広島市教育教育部教育支援課において計画概要を説明し対応済み</li> </ul>
道路管理者	空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所に、道道江別恵庭線、栗山北広島線について協議を行い、既存の切り下げを利用する旨説明し、了承済み。
その他関係機関	

#### 4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	今後、周辺地域の交通環境への変化が予想されるため、周辺交差点への負荷が減るよう来客者に適切な誘導を行い、周辺住民への交通環境維持や歩行者等の安全確保に配慮するようお願いいたします。
(2)住民等の意見	意見なし

#### 5. 道（石狩振興局連絡調整会議）の意見

意見を述べる必要がないものと考える。

※法第6条第2項、法附則第5条第1項の届出は、これを準用すること。

## 答申文【（仮称）北広島市中央3丁目複合商業施設】

（答申）

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

（理由）

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている配慮事項のうち、夜間の音源毎の騒音レベルの最大値予測については、予測地点a3、a4等11地点において、「騒音規制法における夜間の規制基準値」を超える予測となっている。

しかしながら、当該予測地点直近の住居壁際では基準値を下回る予測値を示していることから、周辺地域における生活環境への影響はほとんどないものと認められる。

また、それ以外の事項については、大規模小売店舗立地法第4条の指針に沿った配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の生活環境の保持に支障はないものと認められる。

北広島市からは、駐車需要の充足等交通に係る事項について意見が出されたが、交通事故防止の看板の設置や交通整理員を配置する等充分な対応をするとしており、配慮が認められるものである。

なお、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、法第4条の指針を勘案し検討を行った結果、届出等に記載された計画については、適正な配慮がなされているものと認め、上記のとおり答申するものである。